

船舶インシデント調査報告書

令和7年1月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和6年5月5日 14時15分ごろ
発生場所	沖縄県糸満市北名城ビーチ西方沖 糸満港南水路第3号立標から真方位137°1,120m付近 （概位 北緯26°06.4′ 東経127°39.5′）
インシデントの概要	水上オートバイ‘ランボルギーニ ^{エスエー} SA’は、主機の始動ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和6年8月19日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	水上オートバイ ランボルギーニ SA、0.1トン 296-25492 沖縄、個人所有 ガソリン機関、船内機、出力63kW、回転数毎分7,200、使用 燃料ガソリン、平成25年11月進水
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風速 約7m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人の家族である搭乗者3人をマールと称する被引浮体に乗せ、遊走する目的で、北名城ビーチを出発し、長さ約10mのえい航索によりえい航を開始した。</p> <p>船長は、北名城ビーチ西方沖約300m付近に到着し、漂泊するために一旦主機をアイドル運転にしたところ、主機が停止したのを認めた。</p> <p>船長は、何回か主機の始動操作を試みたものの、始動することができなかった。</p> <p>船長は、その後、数分時間を置いた後、始動を試みたところ、主機が急に再始動したので北名城ビーチに向かって航行を始めたが、再度主機が停止した。</p> <p>船長は、携帯電話を所持していなかったため、このまま救助を待つこととした。</p> <p>船長の友人は、時間が経っても本船が戻って来ないことに気付き、118番通報し、本船の救助を依頼した。</p> <p>本船は、118番通報により駆けつけた救難所所属の水上オートバイにより救助され、被引浮体と共に北名城ビーチまでえい航された。</p> <p>本船は、本インシデント発生の2日前に、船長の友人が本船の船舶</p>

	<p>所有者から借り受けていた。</p> <p>本船の修理業者は、本インシデント後、主機の点検を行った際、バッテリーターミナル部に接続したマイナス側の同ターミナルが緩んでいることを認め、同ターミナルをしっかりと締め込んで固定したところ主機が始動したので、本船の航行中に同ターミナルの接触不良によって電気の供給が途絶え、主機が停止したと推測した。</p> <p>本船の修理業者は、本インシデント発生前に、船舶所有者から本船をメンテナンス及び修理で預かっていた。</p> <p>本船の修理業者は、本船の船舶所有者に引き渡すまでの約2、3か月の間に、バッテリーの放電を防ぐ目的で、バッテリーターミナルのマイナス側の接続を外しており、また、同じ目的で同ターミナルのマイナス側の接続を外したまま本船を船舶所有者に引き渡した。</p> <p>本船の修理業者は、船舶所有者に引き渡す際、運航前に同ターミナルを固定するよう船舶所有者に伝えていたが、本インシデント当時、同ターミナルがしっかりと固定されていなかったのではないかと考えた。</p> <p>船長の友人は、本船の船舶所有者から本船を借りる際、船舶所有者立会いの下、主機の始動確認、バッテリーの液量の確認等を行っていたものの、船舶所有者から異状がないと聞いていたので、バッテリーターミナル部の端子カバーを取り外して同ターミナルとバッテリー本体のポールとのボルトによる締付け状態（以下「バッテリーターミナルの締付け状態」という。）に緩みがないかどうかの点検を行っていなかった。</p> <p>船長は、船長の友人から、船舶所有者立会いの下、主機の始動確認等を行い異状がなかったと聞いていたので、発航前にバッテリーターミナル部の端子カバーを取り外してバッテリーターミナルの締付け状態に緩みがないかどうかの点検を行っていなかった。</p> <p>本船の取扱説明書には、走行前点検として、月1回、バッテリーの容量（充電状態）並びにバッテリーターミナル及び電線の端子の接続状態を確認することが記載されていた。</p> <p>船長及び搭乗者3人は、本インシデント時、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、漂泊中、船長が、バッテリーターミナル部の端子カバーを取り外してバッテリーターミナルの締付け状態を確認する発航前点検を十分に行っていなかったことから、同ターミナルがターミナル部から緩んで接触不良となり、主機への電源供給が途絶え、主機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、船長の友人から、船舶所有者立会いの下、主機の始動確認等を行い異状がなかったと聞いていたことから、バッテリーターミナル部の端子カバーを取り外してバッテリーターミナルの締付け状態を</p>

	<p>確認する発航前点検を十分に行っていなかったものと考えられる。</p> <p>本船は、船舶所有者から船長の友人に引き渡される前に、バッテリーターミナルを接続したのと考えられるが、同ターミナルがしっかり固定されていなかったことから、同ターミナルが航行中に船体が受ける衝撃及び主機の振動によって、ターミナル部から緩んだものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が漂流中、船長が、バッテリーターミナルの締付け状態の点検を十分に行っていなかったため、同ターミナルがターミナル部から緩んで接触不良となり、主機への電源供給が途絶え、主機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水上オートバイの船長及び所有者は、発航前点検において、バッテリーターミナル部に接続する同ターミナル及び電線の端子の緩みの有無を、端子カバーを取り外して工具等を使用して点検すること。 ・ 水上オートバイの船長は、携帯電話を防水パックに入れるなどの防水処置を施して常に携行し、緊急時の連絡手段を確保しておくこと。 ・ 水上オートバイの船長は、バッテリーターミナル部に同ターミナルを接続する際、緩みなく接続されていることを確認し、定期的に点検を行うこと。